

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会

総会運営規程

平成 25 年 9 月 2 日制定
令和 7 年 5 月 8 日一部改訂

第1章 総則

(総則)

第1条 公益社団法人大阪府臨床検査技師会(以下「会」という)の総会は、定款に基づきこの規程で補足する。

第2章 総会招集の手続等

(議決権行使に関する基準日)

第2条 総会開催日の 2 か月前に在籍している正会員を、当該事業年度の定時総会及び臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第3条 総会の開催に際しては、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置できる。

(正会員の出席)

第4条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、その資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の代理人として総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め提出された委任状等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 この会の職員等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(傍聴者)

第6条 傍聴者は、定められた場所において傍聴することができる。

第4章 総会の議事

(司会者と議長の選出)

第7条 司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

2 司会者は仮議長となり、出席した正会員の中から議長を選任する。

(資格審査委員会)

第8条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会の委員は、総会に出席する正会員の中から2名以上と理事2名を議長が指名する。

3 資格審査委員長は、議長が任命する。

(審査結果の報告)

第9条 資格審査委員会は、構成員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告する。なお、議決権行使書または委任状が書面及び電磁的方法にて重複して提出された場合は電磁的方法を優先する。

(議事運営委員会)

第10条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会は、資格審査委員会がこれを兼ねる。

(議事運営)

第11条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- (1) 議事日程の時間の割振と変更
- (2) 会議混乱の収拾、その他事故ある時の取扱い
- (3) 提出議案及び出席正会員からの議案提出に関する取扱い
- (4) その他、議事運営に関する事

(書記)

第12条 議長は、会議の議事を記録するため、書記2名を任命する。

(議長の権限)

第13条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 正会員又はその代理人として出席したものであって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第14条 議長は、総会の開会に際し、資格審査委員長に出席者を確認させ、会場に報告をさせ

なければならない。

2 出席者が定足数に満たない場合は、休憩又は延会を宣言しなければならない。

(開会の宣言)

第 15 条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第 16 条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議案の提出)

第 17 条 正会員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。

2 議案の提出に際しては、要旨を書面で、総会の日 8 週間前までに会長に提出しなければならない。

3 緊急の事情により、総会の当日提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員長に届けなければならない。

(議題の付議の宣言)

第 18 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べて順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 19 条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、又は、その説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条、第 44 条の規定により正会員から提案があった場合は、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれにかかる意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第 20 条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 議長から指名を受けたときは、発言に先立ち、氏名、所属等を明確にして発言しなければならない。

4 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時

間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 21 条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長の不信任動議)

第 22 条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、議事運営委員長が仮議長となり、その総会の議長を出席正会員の中から選出する。
- 3 総会の議長が、その総会において出席正会員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第 23 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決結果の宣言)

第 24 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(閉会)

第 25 条 議長は、すべての議事が終了した場合は、閉会を宣言する。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席した場合における当該出席の方法)
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 正会員又決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
 - (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
- ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
- ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
- ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

(5) 総会に出席した理事、監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事の経過及びその結果の報告)

第27条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、書面又は電磁的方法で報告するものとする。

附 則

(規程の変更)

1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、公益法人の設立の登記を行なった日から施行する。